

## 美唄市告示第 93 号の2

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年度に美唄市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格要件、資格申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和 7 年 12 月 22 日

美唄市長 桜井恒

### 第1 資格

#### 1 共通資格要件

競争入札に参加できる者(以下「競争入札参加資格者」という。)の共通的資格要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 法人税(個人事業者については申告所得税)及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者を役員、支配人、営業所の代表者及び理事又は使用人として使用していないこと。

#### 2 契約の種類による資格要件

##### (1) 建設工事の請負契約

ア 建設工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次のいずれにも該当することとする。

- (ア) 令和8年1月1日(以下「審査基準日」という。)において、登録を希望する工種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。ただし、本市に本店、支店又は営業所等を有する者にあっては、当該許可を受けてから、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- (イ) 前項の許可を受けた建設業について、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の結果通知を受けており、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値(P)点を有していること。
- (ウ) 前項の経営事項審査の基準日(=決算日)の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、当該建設業に係る完成工事高を有していること。
- (エ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること。ただし、これらに加入義務がない場合を除く。
- (2) 建築物の設計に係る契約
- 建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次のいずれにも該当することとする。
- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。  
ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りではない。
- イ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前決算において、売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。
- (3) 測量に係る契約
- 測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次のいずれにも該当することとする。
- ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けた者であること。
- イ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前決算において、売上高を有していること。
- エ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。
- (4) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃に係る契約
- 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次のいずれにも該当することとする。
- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において、売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。
- (5) その他の契約
- 林産物の売払い、林造事業その他の契約については、必要に応じてその都度公告して行う。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により設立された協業組合(以下「協業組合」という。)について、次の各

号のいずれかに該当するときは、前項に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合においては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

## 第2 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、共同企業体にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和9年3月31日までとする。

## 第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅する。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を有しないこととなったとき。

## 第4 資格審査の申請時期及び方法等

### 1 申請時期

- (1) 令和8年1月7日から令和8年2月4日までとする。
- (2) 共同企業体は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、第1号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (4) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

### 2 申請書類の様式及び提出方法等

- (1) 申請書類の様式は、本市の定める様式を使用する。
- (2) 提出の方法は、原則郵送とする。
- (3) 提出先は、総務部総務課契約管財係とする。
- (4) 建設工事及び設計等の両方を申請する場合、双方に共通する提出書類は1部とする。

## 第5 資格審査の再申請

### 1 再申請の事由

次の各号のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) 前号に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者で、その構成員(資格を有する者に限る。)を変更した者
- (4) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

### 2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、総務部総務課契約管財係の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。